

AV 8B ハリアー垂直離着陸攻撃機からの訓練用照明弾（フレア）
誤射に関する意見書

去る3月30日、午前9時30分ごろ、米海兵隊岩国基地所属のAV 8B ハリアー垂直離着陸攻撃機が嘉手納基地を離陸後、嘉手納弾薬庫地区上空で訓練用照明弾（フレア）を発射、上空で燃焼するという事故が発生した。

報道によると、嘉手納基地第18航空団渉外部は、照会に対し「海兵隊機は管轄でない」と回答、直後に問い合わせた在沖米海兵隊報道部からは、約8時間後の午後5時30分ごろ事実を認める連絡があったとのことであるが、当該機が嘉手納基地へ戻ったのは、午前10時25分であり、相次ぐ米軍機事故に歯止めがかからない異状事態の中、連絡通報が遅延していることに対し、市民の米軍に対する不信感は募るばかりである。

今回の事故は、操縦士の不注意による発射ということであるが、落下地点は弾薬庫地区上空であり、一步間違えば住民を巻き込む大惨事につながるものである。

以前にも嘉手納基地所属のF-15戦闘機による同様な事故が相次いで発生したことから、沖縄市議会は、その度に幾度となく抗議をしてきたにもかかわらず、今回の事故が示すように常駐機ばかりか、相次ぐ外来機の飛来とその訓練は、基地負担軽減とは逆に嘉手納基地周辺に居住する我々沖縄市民の生命、財産を危険にさらすばかりか、さらなる基地負担による不安と恐怖をあおるもので断じて許せるものではない。

よって、沖縄市議会は、市民の生命と財産を守る立場から、今回のAV 8B ハリアー垂直離着陸攻撃機からの訓練用照明弾（フレア）誤射に対し、嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 連絡通報体制を見直し、迅速・正確な情報公開をすること。
2. すべての米軍機について徹底した安全管理体制の強化を図ること。
3. 照明弾誤射の原因を徹底的に究明し、県民に公表するとともに速やかに謝罪すること。
4. 外来機による飛行訓練の目に見える大幅な縮減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年4月1日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄担当大使
沖縄防衛局長